

基礎研 レポート

EIOPA がソルベンシー II レビューに 関する第 2 の助言セットについての CP を公表 (1) — 欧州委員会に対する助言内容 —

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

ソルベンシー II のレビューに関しては、欧州委員会から受けた技術的助言要求項目に対して、EIOPA（欧州保険年金監督局）が検討を行い、2017年7月4日に、「ソルベンシー II 委任規則の特定項目に関する欧州委員会への EIOPA の第 1 の助言セットに関するコンサルテーション・ペーパー」を公表した。このコンサルテーション・ペーパー（CP）の内容については、基礎研レポート「[EIOPA がソルベンシー II レビューに関する第 1 の助言セットについての CP を公表 \(1\) — 欧州委員会に対する助言内容 —](#)」（2017.8.21）及び「[EIOPA がソルベンシー II レビューに関する第 1 の助言セットについての CP を公表 \(2\) — 政策オプションの影響評価 —](#)」（2017.8.22）で報告し、これに対する関係者の意見については、保険年金フォーカス「[EIOPA のソルベンシー II レビュー に関する CP に対する反応 — 欧州保険業界団体からの意見 —](#)」で報告した。

これらのフィードバックも踏まえて、EIOPA は、2017年10月30日に、「ソルベンシー II 委任規則の特定項目のレビューに関する第 1 の助言セット」（以下、「第 1 の助言セット」という）¹をまとめて欧州委員会に提出したが、この内容についても、基礎研レポート「[EIOPA がソルベンシー II レビューに関する第 1 の助言セットを欧州委員会に提出](#)」（2017.11.7）で報告した。

今回、EIOPA は、2017年11月6日に、「ソルベンシー II 委任規則の特定項目に関する欧州委員会への EIOPA の第 2 の助言セットに関するコンサルテーション・ペーパー」（以下、「今回の CP」と言う）²を公表し、関係者からのフィードバックを求めている。

今回を含めた複数回のレポートで、この第 2 の助言セットに関する今回の CP の概要を報告する。

¹ プレスリリース: <https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN4957E731F6344c7a3f778f4a2f279a58f77252cf7b9a9395cae69faafd3f3691f6b108956b72>

報告書: <https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN4957E731F634c0c205085834d46138e51925476e5000d0ea7fd891c9a92a6beca599fb42cacd>

² 対外向け公表: <https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-consults-on-a-second-set-of-Advice-for-the-Review-of-the-Solvency-Capital-Requirements.aspx>

コンサルテーション・ペーパー: https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-CP-17-006_Consultation_Paper_on_Second_set_of_Advice_on_SII_DR_Review.pdf

まずは、今回のレポートでは、今回の CP の全体概要と EIOPA による助言のうち、保険引受けリスクに関する項目について報告する。

2—今回の CP の全体概要

この章では、EIOPA による公表資料と CP の前書き (Introduction) に基づいて、CP の全体概要を報告する。

1 | ソルベンシー II レビューの背景

ソルベンシー II のレビューは、ソルベンシー II 指令の立法文書に従う正式なプロセスである。ソルベンシー II 委任規則のリサイクル 150 は、ソルベンシー資本要件の標準式の見直しのためのタイムラインを規定している。レビューの第 1 段階は、2018 年 12 月までに欧州委員会によって最終決定され、ソルベンシー II の枠組みは 2021 年までに見直される予定である。EIOPA は、2016 年 12 月に発行されたディスカッション・ペーパー (DP) でレビューを開始した。

2 | ソルベンシー II レビューの目的

EIOPA は、現在実施中のレビューに関して、「レビューの主な目的は、(再) 保険会社に対する比例的かつ技術的に一貫した監督体制を確保し、ソルベンシー資本要件の公式を簡素化し、要件の比例的な適用を確実にすることである。」としている。

3 | 今回の CP がカバーする項目

今回の CP の対象は、以下の項目となっている。

- ① 保険料及び準備金リスクの標準的なパラメータの再較正
- ② 保険料リスクのためのボリューム指標
- ③ 死亡及び長寿リスクの再較正
- ④ 健康カタストロフィリスク
- ⑤ 人為的なカタストロフィリスク
- ⑥ 自然カタストロフィリスク
- ⑦ 金利リスク
- ⑧ 市場リスク集中
- ⑨ グループレベルでの通貨リスク
- ⑩ 未格付債務
- ⑪ 非上場株式
- ⑫ 戦略的株式投資
- ⑬ カウンターパーティーデフォルトリスクの簡素化
- ⑭ CCPs へのエクスポージャーの取扱と EMIR に起因する変更
- ⑮ ルックスルーアプローチの簡素化
- ⑯ グループレベルでのルックスルーアプローチ
- ⑰ 繰延税金の損失吸収能力

- ⑱ リスクマージン
 - ⑲ 保険及び銀行部門における自己資本の比較
 - ⑳ 全体ティア1の20%までティア1として適格な資本手段
- さらに、最後に「影響評価」を行っている。

4 | 今回の CP の構造

CPは上記の3の項目をカバーする形で21の章に分かれている。

各章は2つの例外を除いて、同じ構造に従っている。具体的には、(A) 助言要求の抜粋、(B) 法的根拠、(C) ディスカッション・ペーパーに対して受け取った主なコメントに関するフィードバックステートメント、(D) EIOPA の助言（分析及び助言（関連する場合は条項に対する提案））、となっている。

例外は、委員会が要求する情報のみを提供する戦略的株式投資に関する第12章と影響評価に関する第21章となっている。

なお、今回のCPは382ページに及ぶ大部のペーパーになっているが、これについては、カバーしている項目の多さと提案した助言の根拠に関して完全な透明性を有して記述したいというEIOPAの希望を反映している、ことによるものとしている。

5 | 今回の CP に対する今後のプロセス

今回のCPに対しては、ステークホルダーにフィードバックを提供するように呼びかけているが、この協議期間は、2018年1月5日に終了する。EIOPAは、今回のCPの対象分野についての最終的な助言を2018年2月末までに欧州委員会に送付する、としている。

(参考)EIOPAの公表内容²

EIOPA は、ソルベンシー資本要件の見直しのための第2の助言セットについて協議にかける

今日、EIOPA（欧州保険年金監督局）は、指令及び委任法で予見されたソルベンシーIIのソルベンシー資本要件（SCR）のレビューのための第2の助言セットに関するコンサルテーション・ペーパーを発行した。この協議は、2017年10月30日に欧州委員会に提出された助言の対象ではないSCR標準式の見直しにおける残りの要素に焦点を当てている。

この協議により、EIOPAは、以下の目標で、重要なソルベンシーIIレビュープロセスを続ける。

- ・ 保険業界に比例的で、技術的に堅牢で、リスクに敏感で一貫した監督体制を確保する
- ・ 可能な簡素化を提案する

EIOPAは、SCR標準式の包括的な側面について協議しており、繰延税金の損失吸収能力、損害保険及び生命保険引受リスクの計算、カタストロフィリスク、未格付債務及び未上場株式のような主要サブモジュールやリスクマージンの計算における資本コストなどの他のトピックに関するステークホルダーのフィードバックを求める。

ステークホルダーの反応は、技術的に健全な助言とSCRレビューの目的を達成するための情報に基づく意思決定を行う上で重要である。EIOPAは、既にコンサルテーション・ペーパーの作成中にス

テークホルダーとの重要な対話に取り組んでいる。

協議の結果、2018年2月末までに欧州委員会に提出される第2の助言が得られる。協議期間は2018年1月5日金曜日に終了する。

3—今回の CP における EIOPA による助言の概要—保険引受けリスク関係—

この章では、欧州委員会からの助言要求内容とそれに対する今回の EIOPA の助言のドラフトの概要のうち、保険引受けリスクに関係する項目（前述の 2—3 | の 20 項目のうちの①から⑥）について報告する。

1 | 保険料及び準備金リスクの標準的なパラメータの再校正

(1) 欧州委員会からの助言要求内容

EIOPA は、SCR レビューの一環として、損害保険料及び準備金リスクに関する標準的なパラメータ及び医療費リスクの標準的なパラメータのうちのどれを変更する必要があるかを評価し、必要に応じて、得られた経験を利用して、新しい校正を提案することを求められた。

(2) EIOPA の助言

EIOPA は、以下の 5 つの事業ラインについて、損害保険料及び準備金リスクの標準偏差のための再校正テストが必要であることを確認し、校正の変更を提案した。

- ・ 医療費（委任規則の附属書 I の事業ライン 1）（図表では、HMS と表示（以下、同様））、
- ・ 信用保証（事業ライン 9）（CS）
- ・ 介護（事業ライン 11）（AS）
- ・ 訴訟費用（事業ライン 10）（LE）
- ・ 労働者災害補償（事業ライン 3）（HWC）

損害保険料及び準備金リスクの標準偏差について、2011 年に JWG（Joint Working Group）によって実施された初期校正の数値と 2017 年に実施された 3 つの方法による比較結果が図表に示されている。3 つの方法とは、会社アプローチ又は保険契約者アプローチによる方法 1、保険契約者アプローチを用いた国レベルの方法 2、USP（会社固有のパラメータ）を言う。なお、会社アプローチとは、少なくともポートフォリオの 65%が少なくとも 99.5%の保証水準でカバーされる方式で、保険契約者アプローチは、規模で少なくとも 95%の保険契約者が少なくとも 99.5%の保証水準でカバーされる方式を言う。

これによれば、信用保証の保険料リスクが 12%から 19.9%に大幅に上昇することになるが、一方で信用保証の準備金リスクは 19%から 16.4%に引き下げられ、一定程度バランスが図られた形になっている。さらに、訴訟費用の準備金リスクが収集データの大幅な増加によって 12%から 5.5%に半減している。

それ以外の項目の変更は、引き上げになるケースと引き下げになるケース、さらには変化しないケースが混在しているが、変化する場合でもその変更幅は 3%ポイント以内に収まっている。

1.4. 最終的な勧告

69. 次の表に、この再較正テストで集められた全ての証拠をまとめ、代表性を評価する。結果の詳細は、「第 23 章. 第 1 章の附属書 – 保険料リスクの較正の結果」及び「第 24 章. 第 1 章の附属書 – 準備金リスクの較正の結果」を参照のこと。

70. 再較正のために提供された証拠では、上向き矢印 (↑) は、与えられた方法がより高い較正を支持していることを意味する。すなわち、2017 年の方法の結果は 2011 年よりも高い。下向きの矢印 (↓) は、2017 年の方法の結果が 2011 年よりも低いことを意味する。二重の水平矢印 (↔) は、方法が変化を示唆しないことを意味する。すなわち、2017 年と 2011 年の結果は同じ範囲である。方法 1 (濃い灰色) と USP (薄い灰色) を示しているが、決定は主に方法 2 (黒色) によって行われている。

71. 最終的な較正欄の数値は、標準式の較正を導出するために使用された方法と同一の方法 2 から、すなわち保険契約者アプローチを用いた国の正規シグマの集計に基づいて得られる。

72. 1.2 節で述べたように、データは再較正をサポートするのに十分に代表的であると考えられる。それに関わらず、EIOPA は、ステークホルダーが喜んで分かち合うことができるようなレベルでのさらなるデータを検討している。この目的のために、ステークホルダーは、関連する NSA (国家監督当局) 又は EIOPA に連絡するか、適切な数値を提供するように求められる。

1.4.1. 保険料

		Evidences provided for a recalibration			Standard formula	JWG calibration	Final calibration suggested
		method 2	method 1	USP calculations			
Premium	AS	↘	↔	↔	9%	9,3%	6,4%
	CS	↗	↗	↗	12%	11,7%	19,9%
	HME	↗	↗	↔	5%	5,0%	6,0%
	HWC	↗	↘	↔	8%	8,0%	9,6%
	LE	↗	↘	↘	7%	6,5%	8,3%

73. 信用保証の事業ラインのサンプルの代表性は、2011 年と比較して 2017 年に収集された量が少ないため (1.2 節参照)、疑問を呈することができるが、3 つの計算の一致した結果は、較正の増加を主張している。

1.4.2. 準備金

		Evidences provided for a recalibration			Standard formula	JWG calibration	Gross to net factor	Final calibration suggested
		method 2	method 1	USP calculations				
Reserve	AS	↗	↔	↗	20%	19,1%	100%	22,0%
	CS	↘	↔	↗	19%	52,6%	100%	16,4%
	HME	↗	↗	↗	5%	9,2%	58%	6,6%
	HWC	↔	↘	↗	11%	12,7%	90%	11,0%
	LE	↘	↘	↔	12%	12,3%	100%	5,5%

74. 1.2.4 項に詳述されているように、医療費事業ラインでは、58%のネット対グロスファクターが、2011年にグロス較正に適用された。このファクターは、2017年に利用可能な再保険後でのデータが不足しているため評価できなかったため、2017年のグロス較正にも同じファクターを適用した(11.3% * 58% = 6.6%)。

75. 方法2で90%のネット対グロスファクターの適用後が提唱しているように、労働者災害補償事業ラインの変更は提案されていない。

76. 訴訟費用事業ラインの変更は、主に、2011年から2017年の間に、この事業ラインの収集量が大幅に増加したことに起因している。これは主として、2011年のデータ収集に比較して、2017年のテストにドイツがより多数参加したことによる。

2 | 保険料リスクのためのボリューム指標

(1) 欧州委員会からの助言要求内容

EIOPAは、以下の引受サブモジュールの中でどの標準パラメータを変更する必要があるかを評価し、ソルベンシーIIの適用の移行期間及び最初の1年間に得られた経験及び収集されたデータを利用して、さらに他の当事者が提供する関連データを利用して、必要に応じて可能な新しい較正を提案することを求められる。

- ・ 拡張データに基づいて較正される必要がある、損害保険料及び準備金リスクの標準パラメータ及び医療費リスクの標準パラメータ。この文脈では、保険料リスクのボリューム指標の定義が継続的な妥当性のために再評価されるべきである。

(2) EIOPAの助言

損害保険料及び準備金リスクのボリューム指標については、EIOPAは30%の調整係数の導入の検討を提案している。保険者は、過去の保険料又は想定保険料の高い方に基づいて資本を積み立てるが、ボリューム指標は契約の再構築に間違ったインセンティブを与えることを避けるために導入された。調整要素は、その定義の方法のため、この要素から契約の当初認識日から12ヶ月間に獲得される保

険料を除外しているボリューム指標の主要構成要素の1つのギャップを埋める方法として提案されている。

2.4.3. EIOPA の助言

FP (future,s) の定義³

176. EIOPA は、FP (future,s) を定義するための2つの異なる選択肢を検討する。

- ・ オプション1：FP (future,s) への変更なし
- ・ オプション2：FP (future,s) でギャップを取り除き、調整係数30%を導入する。

177. EIOPA は、特に以下の点を考慮しての、これらの2つの選択肢に関するステークホルダーのフィードバックを歓迎する。

- ・ 1年契約と複数年契約の違い
- ・ 委任規則第17条を考慮して、ボリューム指標の安定性とリスクエクスポージャーの反映

3 | 死亡及び長寿リスクの再校正

(1) 欧州委員会からの助言要求内容

EIOPA は、生命保険及び健康保険引受モジュールにおける死亡及び長寿リスクの標準パラメータについて、その継続的な妥当性を評価すべきである。EIOPA は、年齢群団別に区別された校正を目的として、より詳細な長寿リスクへのアプローチを調査するように求められている。EIOPA は、特にリスクの感応度や複雑さを考慮して、これらのより詳細なアプローチのコストとベネフィットを評価するように求められている。

(2) EIOPA の助言

死亡及び長寿リスクの再校正に関して、EIOPA は、死亡リスクに対する死亡ストレスファクターを15%から25%に引き上げることを助言したが、長寿のストレスは20%のストレスを維持することを助言している。なお、死亡及び長寿のストレスの改善する助言は行わなかった。

3.4.3. EIOPA の助言

死亡及び長寿のストレス

244. EIOPA は、適切に校正されているように見える長寿リスクに対する20%のストレスを維持するよう助言する。

245. EIOPA は、適切に校正されるように、死亡リスクの死亡ストレスファクターを25%に高めることを助言する。

細分性

246. EIOPA は、死亡及び長寿のストレスの細分性を改善する助言をしていない：最良推定値のモデルポイントとの相互作用による複雑さの増加、実施コスト及び標準式の簡素化には調和しないという事実が、賛成よりも反対に対してより多くの議論を提供している。

³ FP (future,s) は、次の12か月に当初認識日が来る契約に対するセグメントにおいて、(再)保険会社によって獲得された保険料(ただし、当初認識日から12か月の間の保険料を除く)の期待現在価値

4 | 健康カタストロフィリスク

(1) 欧州委員会からの助言要求内容

委任法は、標準式の中で、多くの計算に対して簡素化を提供しているが、例えば、損害解約リスクサブモジュールと損害カタストロフィリスクサブモジュールについては、簡素化は提供されていない。

EIOPA は次のことを求められる：

- ・既存の簡素化の現在の使用に関する情報、及び必要に応じて、これらの簡素化が使用されない理由についての情報を提供する。
- ・要件の比例的適用を強化する必要性を念頭に置いて、全ての標準式の計算に、簡単で容易に適用できる方法を提供するために、既存の簡素化の改善を提案し、さらなる簡素化のための方法と基準を探索し提案する。

また、カウンターパーティデフォルトリスクモジュール及び損害カタストロフィリスクサブモジュールは、複雑な計算を必要とする。

EIOPA は次のことを求められる：

- ・これらのモジュールに関連する資本要件の相対的重要性に関する情報を提供する。
- ・この複雑さが、特に中小会社の場合に、リスクの性質、規模及び複雑さに比例するかどうかを評価する。
- ・必要に応じて、既存のスコープを尊重しながら、これらのモジュールのより簡単な構造の提案を作成する。

(2) EIOPA の助言

健康カタストロフィリスクに関しては、「10年続く障害」シナリオの適用が困難なため、このシナリオを削除することを提案している。結果として、大量事故リスクと集中リスクは、災害死亡、永久障害、1年間の障害、医療費の4つのシナリオにのみ依存することになる。

これらの4つのシナリオの較正については変更しないことが提案された。

4.5.3. EIOPA の助言

大量事故のリスク

282. 「10年続く障害」シナリオの適用に関する困難さのため、このシナリオを削除することが提案される。結果として、大量事故リスクと集中リスクは、災害死亡、永久障害、1年間の障害、医療費の4つのシナリオにのみ依存する。

283. 10年障害シナリオを削除し、初期データと以前の CEIOPS 較正との整合性を保つため、以下が提案される。

- ・10%の災害死亡シナリオと30%の医療費シナリオを変更しない。
- ・簡素化のために完全永久障害のみがモデル化される場合であっても、世界貿易センターのデータと整合的であるように見える恒久的な障害シナリオについては3.5%を維持する。
- ・グローバルな60%の負傷者前提に固執するため、一時的(1年)の障害シナリオでは16.5%を維持する。

284. 結果は、以前の較正において10年の障害シナリオの影響を受けていた人々は、今や1年の障害

シナリオ（多数派）又は永久障害（少数派）の対象となっている。

285. 次の表はこの新しい較正を要約したものである。

Table 4.1: Comparison of calibrations with WTC observation

	WTC figures	CTF proposal	New EIOPA proposal
Accidental death	12 %	10 %	10 %
Permanent disability	3.2 %	1.5 %	3.5 %
Temporary disability (1 year)	6 %	18.5 %	16.5 %
Medical/injuries	3.5 %	30 %	30 %

5 | 人為的なカタストロフィリスク

(1) 欧州委員会からの助言要求内容

この項目に対する要求内容は、「4 | 健康カタストロフィリスク」に対するものと同一であるため、ここでは省略する。

(2) EIOPA の助言

人為的なカタストロフィリスクについて、EIOPA は簡素化された方法が利用可能であるべきであることに同意した。

火事リスクサブモジュールに関しては、既存アプローチが適切なアプローチであるとして、これがデフォルトのままであることを勧告している。ただし、既存の方法には多くの困難が存在しているとして、エクスポージャーアドレスを中心とした半径 200m 以内の最大のリスク集中を識別し、簡素化された計算として、少なくとも考慮すべき建物の数を、最小限のリスクタイプごとの上位 5 つのエクスポージャー（住宅、商業、工業）に減らすことを可能にすることを勧告している。

海上リスクサブモジュールに関して、EIOPA は、「タンカー」のシナリオを「船舶」に変更して、あらゆる発生源に起因するリスクを認めることを提案している。

なお、自動車損害賠償責任リスクのサブモジュールについては、今回 EIOPA は変更を勧告していない。

EIOPA は、海上、火災及び航空リスクのサブモジュール内での最大のリスクエクスポージャーの特定化は、その再保険のカバーが、エクスポージャーの大きさに基づいて、会社のポートフォリオ内のエクスポージャーの相対ランキングを変更する場合に再保険後で行われるように変更する、ことを勧告している。

5.4. 火事リスクサブモジュール

5.4.2.3. EIOPA の助言

306. EIOPA は、既存の方法が適切なアプローチであると考えており、これがデフォルトのままであ

ることを勧告している。

307. しかし、現在の方法には多くの困難が存在することも認識されているため、EIOPAは委任規則第88条の枠組みの下で簡素化された計算を利用可能にすべきであると勧告している。

308. この点に関して、EIOPAは、エクスポージャー住所周辺の半径200m以内の最大のリスクを特定するために、簡素化された計算として、考慮すべき建物の数を最小限ーリスクタイプ毎（住宅、商業、工業）に上位5つのエクスポージャーに減少させることを認めることを勧告している。

5.5. 海上リスクサブモジュール

5.5.2.3. EIOPAの助言

320. EIOPAは、SCRがあらゆる供給源、バルカー（ばら積み貨物船）、コンテナ船、RO-RO船、クルーズ船、漁船から発生することを認めるために、「タンカー」シナリオを「船舶」タイプに置き換えるため、委任規則第130条の下での変更を提案する。これは、グローバルな船舶に保険をしていない中小会社のニーズに、より良く適合する。

321. タンカー特有のシナリオから任意の船種への変更は、式に複雑さを加えることなく、海上事業を行う全ての保険会社が含まれる。

322. 導入された臨界値（保証された最大船体価値が100,000ユーロ未満の場合、SCR_{vessel}に関して何らの考慮も計算される必要がない）は、プレジャーボートや複合艇（RIB）などの非常に低いエクスポージャーが海上リスクSCRに入り込むのを防ぐ。

323. 全ての船舶は公害責任エクスポージャーの可能性があるため、タンカー以外の式を変更する必要はない。

5.7. 再保険後ベースリスクサブモジュールの総額に対する最大人為的カタストロフィエクスポージャーの特定

5.7.2.3. EIOPAの助言

352. SCRレビューテスト中に議論された全ての側面を考慮した上で、EIOPAは、海上、火災及び航空リスクのサブモジュール内での最大のリスクエクスポージャーの識別が、エクスポージャーの規模に基づいて、再保険カバーが会社のポートフォリオ内のエクスポージャーの相対ランキングを変更する場合の再保険後で行われるように変更されることを勧告する。例えば、任意保障。

353. EIOPAは、これがリスク感応度の増加と標準式の複雑さとの間の適切なバランスを取ると考えている。EIOPAは、これにより、大部分のケースでSCR計算内の歪みが除去されると期待している。

354. しかし、歪みが持続する再保険プログラムの例が存在する可能性があることに留意する。これらの場合、会社は、総エクスポージャー量に基づいて、海上、火災及び航空リスクのサブモジュール内で最大のエクスポージャーの識別を行う。会社は、ORSA（リスクとソルベンシーの自己評価）を通じてそれぞれの問題を強調し、責任のある監督当局と調整して、原則の一貫性と調和のとれた適用を確実にしなければならない。

6 | 自然カタストロフィリスク

(1) 欧州委員会からの助言要求内容

この項目に対する要求内容も、「4 | 健康カタストロフィリスク」に対するものと同一であるため、ここでは省略する。

(2) EIOPA の助言

(2-1) 自然カタストロフィリスクサブモジュールの簡素化

自然カタストロフィリスクサブモジュールを簡素化する取組みの中で、EIOPA は、6つの選択肢を検討し、割り当てられていないエクスポージャーを最も高いゾーンウェイトを有するゾーンへマッピングする選択肢（オプション5）が、フォローが容易で、追加の説明の必要なしに明白であることから、最も適切であると評価している。ただし、どのオプションが望ましいかに関するステークホルダーのフィードバックを歓迎する、としている。

(2-2) 自然カタストロフィシナリオの再較正

自然カタストロフィシナリオの再較正については、クロスボーダーの整合性を保証する方法についての決定が未解決なため、今回提案された再較正は非常に暫定的であり、特に、ステークホルダーは、今回示された再較正が上方修正される可能性があることを認識することが重要である、としている。

具体的には、シナリオ特有の多くのリスクファクターが変更され、また暴風と雹のシナリオが新しく導入され、関連する集計マトリックスの更新及びゾーンリスクウェイトの再較正が提案された。

(2-3) 契約上の限度と自然カタストロフィリスク

契約上の限度や自然カタストロフィリスクについては、ステークホルダーは、歴史的事象や関連する損失の証拠、専門ソフトウェアによって行われた評価の結果が、いくつかのシナリオでは不適切な結果を示したと主張した。特に、標準式アプローチは、特定のシナリオのための契約条件（補償限度額及び控除可能額）の存在を適切に組み入れていないと結論付けた。

(2-4) 契約上の限度と自然カタストロフィリスク

EIOPA は、平均的な会社とは異なる契約条件で契約を販売する会社の特定のエクスポージャーを考慮に入れるため、事後調整を提案した。

6.3. 自然カタストロフィリスクサブモジュールの簡素化

6.3.3.3. EIOPA の助言

368. 異なる簡素化オプションの議論の後、EIOPA は、割り当てられていないエクスポージャーを最も高いゾーンウェイトを有するゾーンへマッピングするオプション5が最も適切であるとして評価した。

369. 特に、オプション5の簡素化は、全ての現実的な状況において、委任規則第88条の条件を満たしている。さらに、このアプローチは、フォローが容易で、追加の説明の必要なしに明白である。可能な公式化は、

- 地域/国 r の暴風/雹/地震/洪水/沈下リスクの保険金額 (SI) が特定のゾーン i にマッピングできない場合は、SI はリスクウェイトが最も高い地域 r の中のゾーン j の SI_j に加えられるべきである。

又は

- ・地域 r の暴風／雹／地震／洪水／沈下リスクの保険金額 (SI) が特定のゾーン i にマッピングできないが、SI が存在する可能性 (他のゾーンは除外することができる) がある地域 (j_1, \dots, j_n) 内の特定のゾーンセットに関する情報がある場合、SI はゾーンのサブセットの最もリスクウェイトが高いゾーン $j \in (j_1, \dots, j_n)$ に加えられるべきである。SI が地域 (j_1, \dots, j_n) にのみ割り当てられる場合、これは地域内で最も高いリスクゾーンとみなされる。

370. EIOPA は、どのオプションが望ましいかについてステークホルダーのフィードバックを歓迎する。

6.4. 自然カストロフィシナリオの再較正

6.4.3.3. EIOPA の助言

402. クロスボーダーの整合性を保証する方法についての決定が未解決なため、以下に提案された再較正は非常に暫定的であることを強調することが重要である (すなわち、オプション a もオプション b もまだ新しいファクターに適用されていない)。特に、ステークホルダーは、以下に示す再較正が上方修正される可能性があることを認識することが重要である。

暫定的な再較正された国別ファクター :

403. 上記で概説した再較正プロセスに続いて、以下の暫定再較正が達成された :

404. シナリオ特有のリスク要因

- ・ DE_WS : 0.07% (以前の値 : 0.09%)
- ・ FL_WS : 0.06% (新しいシナリオ)
- ・ HU_WS : 0.02% (新しいシナリオ)
- ・ SE_WS : 0.085% (以前の値 : 0.09%)
- ・ SI_WS : 0.05% (新しいシナリオ)
- ・ ES_WS : 0.01% (以前の値 : 0.03%)
- ・ R_EQ : 1.75% (以前の値 : 1.85%)
- ・ T_EQ : 0.77% (以前の値 : 0.80%)
- ・ K_EQ : 0.16% (以前の値 : 0.15%)
- ・ E_FL : 0.195% (以前の値 : 0.20%)
- ・ U_FL : 0.275% (以前の値 : 0.40%)
- ・ Z_HL : 0.045% (プロパティ、新しいシナリオ)
- ・ I_HL : 0.08% (プロパティ、新しいシナリオ)

405. 地域／国レベルでの暴風シナリオの更新された集計マトリックス：

	AT	BE	CH	CZ	DE	DK	ES	FI	FR	UK	HU	IE	IS	LU	NL	NO	PL	SE	SI	GU	MA	SM	RE
AT	1.00	0.25	0.50	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00	0.25	0.00	0.50	0.00	0.00	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00
BE	0.25	1.00	0.25	0.25	0.50	0.25	0.00	0.00	0.50	0.50	0.00	0.25	0.00	0.75	0.75	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
CH	0.50	0.25	1.00	0.25	0.25	0.00	0.25	0.00	0.50	0.00	0.25	0.00	0.00	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00
CZ	0.25	0.25	0.25	1.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.25	0.00	0.25	0.00	0.00	0.25	0.25	0.00	0.25	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00
DE	0.25	0.50	0.25	0.25	1.00	0.50	0.00	0.00	0.50	0.25	0.00	0.25	0.00	0.50	0.50	0.25	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
DK	0.00	0.25	0.00	0.00	0.50	1.00	0.00	0.00	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00	0.25	0.50	0.50	0.25	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ES	0.00	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
FI	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.25	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
FR	0.25	0.50	0.50	0.25	0.50	0.25	0.25	0.00	1.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.50	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
UK	0.00	0.50	0.00	0.00	0.25	0.25	0.00	0.00	0.25	1.00	0.00	0.50	0.00	0.25	0.50	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
HU	0.50	0.00	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00
IE	0.00	0.25	0.00	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00	1.00	0.00	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
IS	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
LU	0.25	0.75	0.25	0.25	0.50	0.25	0.00	0.00	0.50	0.25	0.00	0.25	0.00	1.00	0.50	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
NL	0.25	0.75	0.25	0.25	0.50	0.50	0.00	0.00	0.50	0.50	0.00	0.25	0.00	0.50	1.00	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
NO	0.00	0.00	0.00	0.00	0.25	0.50	0.00	0.25	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.25	0.25	1.00	0.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
PL	0.00	0.25	0.00	0.25	0.50	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.25	0.25	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
SE	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
SI	0.50	0.00	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00
GU	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	1.00	1.00	0.00
MA	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	1.00	1.00	0.00
SM	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	1.00	1.00	0.00
RE	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

406. 地域／国レベルの雹シナリオの更新集計マトリックス：

	AT	BE	CZ	FR	DE	IT	LU	NL	CH	SI	ES
AT	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
BE	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.25	0.25	0.00	0.00	0.00
CZ	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
FR	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
DE	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
IT	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
LU	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.25	0.00	0.00	0.00
NL	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.25	1.00	0.00	0.00	0.00
CH	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00
SI	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00
ES	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

407. 暴風と雹のシナリオだけが新たに導入されたため、地震と洪水の地域レベルの集約マトリックスは更新する必要がなかった。

再較正されたゾーンウェイト：

408. 上記で概説した再較正プロセスに続いて、以下のシナリオのゾーンリスクウェイトに対する再

較正が提案される。

- 暴風
 - a. フィンランド (新しいシナリオ)
 - b. ハンガリー (新しいシナリオ)
 - c. スウェーデン
 - d. スロベニア (新しいシナリオ)
- 地震
 - a. ギリシャ
 - b. スロバキア
- 洪水
 - a. ハンガリー
- 雹
 - a. チェコ共和国 (新しいシナリオ)
 - b. スロベニア (新しいシナリオ)

409. 再較正されたゾーンリスクウェイト (CRESTA⁴相対性ファクター) とこれらのシナリオのそれぞれの集計マトリックスの一覧は、EIOPA の Web ページからダウンロードできる。

https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-CP-17-006_Section_6.4.3.3_Provisional_Zonal_Calibration_NAT_CAT.xlsx

410. いくつかのシナリオのゾーン再較正は、現在、検証の対象となっている。

6.5. 契約上の限度と自然カストロフィリスク

6.5.3.3. EIOPA の助言

425. この提案は、「事後調整」と呼ばれ、リスク毎に以下のように機能する。

- 1) 各ゾーンについて、以下の式を適用して、対応する総損失を計算する：
国のファクター×ゾーン相対性×控除可能額と契約上の限度の総保険金額
委任規則の表記法を使用して地域*r*と地域*i*で

$$GrossLoss_{(peril,r,i)} = Q_{(peril,r)} \times W_{(peril,r,i)} \times SI_{(peril,r,i)}$$

- 2) 会社固有の契約条件を用いて、ゾーン*i*における最大総エクスポージャーを定義する：

$$MaxGrossExposure_{(peril,r,i)}$$

- 3) ゾーン*i*の最大損失として1)と2)の間の最小値を取る：

$$MaxLoss_{(peril,r,i)} = \min(GrossLoss_{(peril,r,i)}, MaxGrossExposure_{(peril,r,i)})$$

- 4) 集計行列を使用して、領域*r*の損失を計算する：

$$L_{(peril,r)} = \sqrt{\sum_{(i,j)} Corr_{(peril,r,i,j)} \times MaxLoss_{(peril,r,i)} \times MaxLoss_{(peril,r,j)}}$$

426. この調整により、平均的な会社とは異なる契約条件で契約を販売する会社の特定のエクスポージャーを考慮に入れることができる。会社の引受け契約が大災害発生時に平均的な会社よりも保険金

⁴ CRESTA (Catastrophe Risk Evaluating and Standardizing Target Accumulations)

額をより大きく制限している場合、「事後調整」はこの特定会社の SCR が非現実的に大きくなることを回避する。

427. いくつかのケースでは、契約上の限度は、特定のゾーン内でより大きく異なる可能性がある。そのような特定のケースでは、そのような「事後調整」は、例えば、同種の契約のグループのように、ゾーンよりも細かいレベルで実行できる。
428. 会社が提案された選択肢を利用する場合、特にさらに細分化する場合には、適切な量的情報を用いて、ORSA においてそれを開示すべきである。例えば、上記の 1) 及び 2) の結果、地域レベル、リスクゾーン又は同種の契約レベルでの各契約に対する SCR の減少。

4—まとめ

以上、今回のレポートでは、EIOPA が、2017 年 11 月 6 日に公表した「ソルベンシー II 委任規則の特定項目に関する欧州委員会への EIOPA の第 2 の助言セットに関するコンサルテーション・ペーパー」の中から、保険引受けリスクに関する項目について、欧州委員会からの助言要求項目の内容とそれに対する今回の CP での助言案について報告してきた。

次回のレポートで、資産運用に関する項目について報告する。

以 上